

志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志摩市制20周年という記念すべき節目をより一層盛り上げることを目的に、市民活動団体等(以下「実施団体」という。)が主体となって提案し、実施する事業(以下「市民企画イベント」という。)に対し、これに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる市民企画イベント(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 前条の目的に沿った事業であり、「市民が誇りを持てるまちづくり」、「将来を担う次世代への継承」又は「まちの魅力発信」のいずれかのキーワードにつながる事業
- (2) 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
- (3) 令和6年4月6日から令和6年12月31日までの間に実施する事業
- (4) 市制20周年を記念して実施する新規事業又は既存事業のうち規模を拡大する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 収益を主たる目的として行われる事業
- (2) 政治的又は宗教的活動として行われる事業
- (3) 特定の事業の反対運動を目的とする事業
- (4) 志摩市暴力団排除条例(平成23年志摩市条例第3号)第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体が実施する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる実施団体は、その所在地及び主たる活動場所が市内である市民活動団体、NPO法人、企業等の団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費(事業の準備費を含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 実施団体の人件費
- (2) 実施団体の飲食を目的とした経費
- (3) 実施団体の資産形成に係る経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた経費

3 補助対象事業が、既存の事業を拡大したものである場合は、その部分に限り、補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額(以下「補助額」という。)は、1つの事業につき補助対象経費の2分の1以内に相当する額とする。ただし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象事業に他の収入がある場合の補助額は、補助額と当該他の収入の額との合計が、総事業費を超えない範囲とする。

(企画提案書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金企画提案書(様式第1号)に実施計画書、収支予算書、団体概要書その他市長が必要と認める書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(事前審査)

第7条 前条の規定により企画提案書の提出のあった事業(以下「提案事業」

という。)の中から、市が補助すべき事業を選定するため、志摩市制20周年記念市民企画イベント審査会(以下「審査会」という。)を置き、審査を行う。

2 審査会の組織及び審査の方法等については、別に定める。

(企画提案の採択)

第8条 審査会は、提案事業の採択の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により提案事業の採択の可否が決定されたときは、志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金事業採択(不採択)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 前条の採択の通知を受けた申請者は、志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金交付申請書(様式第3号)に実施計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査した上で、補助金の交付の可否を決定する。

2 前項の規定により決定を行ったときは、その旨を志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(概算払請求及び交付)

第11条 前条の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金概算払請求書(様式第5号)により市長に補助金の概算払請求をすることができる。ただし、当該事業完了前に請求できる額は、交付決定額の9割までとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の変更)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に志摩市制20周年記念市民企画イベント計画変更承認申請書(様式第6号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の「軽微な変更」とは、補助額に変更がなく補助の目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の変更の承認申請を受理したときは、その内容を審査し、第10条の規定による決定を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により変更の承認の可否を決定したときは、志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金等変更承認(不承認)決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して14日以内に、志摩市制20周年記念市民企画イベント実績報告書(様式第8号)に収支決算書、支出の内容が確認できる資料その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第14条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助額を確定するものとする。

2 前項の規定により補助額が確定したときは、志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、前項の通知に基づき、速やかに補助金又は補助金の残額を志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金請求書(様式第10号)により市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則、この要綱若しくは補助金の交付の決定をするときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の使用を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助額を確定した場合において、既に当該額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行の日以後に申請する補助金に係る第6条による申請は、同日前においても、この告示による志摩市制20周年記念市民企画イベント補助金交付要綱の規定の例により行うことができる。

(失効)

- 3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。